

様式第1号

## 仕様書等に対する質問書

令和 年 月 日

「肥前窯業圏」活性化推進協議会 会長 橋口 泰史 様

- ・委託業務名 令和6年度肥前やきもの圏人材育成セミナー業務委託  
(令和6年10月22日付け公示)

所在地		
氏名（法人の場合は会社名）		
連絡先	担当者名	
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
質問事項		

## 様式第 2 号

### 参加資格確認申請書 (プロポーザル方式)

令和 年 月 日

「肥前窯業圏」活性化推進協議会  
会長 橋口 泰史 様

所在地 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

下記委託業務のプロポーザルに参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。「肥前窯業圏」活性化推進協議会が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

#### 記

委託業務名	令和 6 年度肥前やきもの圏人材育成セミナー業務 委託 (令和 6 年 10 月 22 日付け公示)	
本業務実施に係る責任者	責任者 職・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

様式第 3 号

肥 窯 協 第 号  
令和年 月 日

様

「肥前窯業圏」活性化推進協議会  
会長 橋口 泰史

参加資格確認結果通知書 (プロポーザル方式)

年 月 日付けで申請のあった参加資格確認について、結果を次の  
とおり通知します。

業 務 名	令和 6 年度肥前やきもの圏人材育成セミナー業務委託 (令和 6 年 10 月 22 日付け公示)	
公告 (公示) 日		
参加資格要件の 適否	適 ・ 否	
	参加資格 要件に適 合しない と認めた 理由	

注 参加資格要件に適合しないと通知された者は、当職に対してその理由説明  
を求めることができます。この説明を求める場合は令和 6 年 11 月 12 日まで  
に、その旨を記載した書類を提出してください。

## 様式第 4 号

### 提案書（送付）

- ・ 委託業務名 令和 6 年度肥前やきもの圏人材育成セミナー業務委託  
（令和 6 年 10 月 22 日付け公示）

上記委託業務のための提案書類を別添のとおり提出いたします。

#### < 提案書類 >

- 1 提案書
- 2 提案資料
  - 実施スケジュール案
  - 業務実施体制表
  - 業務の実施方針及び手法
  - 実績書
  - 見積書

令和 年 月 日

「肥前窯業圏」活性化推進協議会  
会長 橋口 泰史 様

所在地 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

# 実績書

(作成 令和6年 月 日)

会社名・団体名	
代表者名	
所 在	
担当者名	
連絡先	

## ■ 実績内容

本業務と同種の業務（今回委託する業務の一部に相当する業務も含む）の主な受託実績を記入してください。

実施年月	受託事業名	概 要

- ※ 自社で企画・運営した実績を含む。
- ※ 部分的に関わったものは含みません。
- ※ 適宜、行を追加してください。

# 誓約書

令和6年 月 日

「肥前窯業圏」活性化推進協議会  
会長 橋口 泰史 様

所在地

商号又は名称

(ふりがな)  
代表者氏名

生年月日

下記（１）から（５）の参加要件を満たしていること。

また、この誓約に係る業務委託契約の相手方となった場合において、下記の（５）の事項に該当する者を再委託契約（２次以降の再委託契約を含む。以下同じ。）又は備品等の購入契約その他の契約（再委託契約に係るこれらの契約を含む。）の相手方としていた場合においては、「肥前窯業圏」活性化推進協議会（以下「協議会」という。）からの求めに応じ、当該業務委託契約等を解除することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又は、この誓約書の提出日からこの誓約に係る業務の完了までの将来においてこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、発注者が必要と判断した場合には、下記の（５）の事項に関して佐賀県警察本部に照会することを承諾するとともに、照会で確認された情報を今後私が発注者で行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

## 記

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当

する者でないこと。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 協議会の事務局たる佐賀県の定める佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者